

和水町いじめ防止基本方針 (改訂版)

令和3年1月13日

和水町

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 組織の設置等	1、2
3 町の基本方針の内容	2
4 いじめの定義	2、3
5 いじめの理解	3、4
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	4～6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめの防止等のために本町が実施する施策	6
（1）和水町いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
（2）町教育委員会の附属機関の設置	6
（3）いじめの防止等のための取組	6～8
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	9
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	9
（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組	9
3 重大事態への対処	9
（1）町又は学校による調査	9
①重大事態の発生と調査	9～12
②調査結果の提供及び報告	12
（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	12
①再調査	12
②再調査の結果を踏まえた措置等	12
第3 基本方針の検討	12

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

これまでも和水平町教育委員会（以下、「町教育委員会」という。）が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本町においても毎年いじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この和水平町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、本町が学校、家庭、地域その他の関係機関又は団体の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。従って、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 和水平町は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「和水平町いじめ問題対策連絡協議会」を設置することができる（法第14条第1項）。

- (2) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を置く(法第22条)。
- (3) 和水町又は和水町が設置する学校の下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条)。
- (4) 町長は、「和水町いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は、(3)の組織が行った調査結果の調査を行う(法第30条、31条)。

3 町の基本方針の内容

町の基本方針は、町、学校、家庭、地域その他の関係機関又は団体の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、町の基本方針では、本町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本町において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

町の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に着ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否か判断をするに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをむりやりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉は使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人ひとり人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合う事の大切さを述べたものである。

（1）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。

したがって、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめ防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、

ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について町民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や町教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合う事を通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等により、いじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなけれ

ばならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や関係機関の担当者と情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施にあたっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外にも相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本町が実施する施策

(1) 和水町いじめ問題対策連絡協議会の設置

本町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「和水町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置することができる。その場合構成員は、学校、町教育委員会、主任児童員、地方法務局、警察、医師、心理や福祉の専門家等、本町の実情に応じて決定する。

(2) 町教育委員会の附属機関の設置

本町は、法第14条第3項の規定に基づき、町内学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする、町教育委員会に附属機関として、「和水町いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置することができる。

審議会には、専門的な知識及び経験を有する有識者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

審議会の主な機能は、町教育委員会の諮問に応じ、町の基本方針に基づきいじめの防止等のための有効な対策について専門的知見からの調査研究・審議等を行うこととする。

(3) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本町が実施する取組は、以下のとおりである。

① いじめの防止

- (ア) 郷土の偉人、金栗四三翁の精神（気力・体力・努力）を継承、顕彰し、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための機運の醸成に向けた町民運動を進める。
- (イ) 学校教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育などを充実させ、様々な体験活動を通して子供たちに豊かな人間性や社会性を育む取り組みの充実を図るなどいじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- (ウ) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、各種連絡協議会等既存の組織を活用する。
- (エ) 児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供

- し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力い合って行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。
- (オ) 熊本県子供人権フェスティバルへの参加等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取り組みの充実を図る。
- (カ) 熊本県少年保護育成条例を踏まえ、児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。
- (キ) 保護者が、子供の規範意識を養うなど、保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- (ク) 学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティースクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取り組みを図り、地域学校協働活動を推進し、様々な人々とのふれあいや豊かな体験の機会を作ることで、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- (ケ) 「心のきずなを深める月間」の取り組みを通して、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完しながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめ防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- (コ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健やかな成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実を努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。
- (サ) 学校教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修が充実するための支援を行う。
- (シ) いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保等必要な措置を講じる。
- (ス) 町教育委員会は、子供が発する様々な訴えやSOSのサインに気づき、その変化に迅速に対応できるよう、教職員が子供と向き合う時間を確保するための学校

改革を推進する。

②いじめの早期発見

- (ア) 教育相談等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関の存在を周知徹底する。
- (イ) 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- (ウ) より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティスクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進し、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

③いじめへの対処

- (ア) 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに、「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修が充実するための支援を行う。
- (イ) いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、熊本県学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- (ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時かつ適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- (エ) 町教育委員会は、学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は、必要な措置を講ずるよう指示を行う。
- (オ) 町教育委員会は、学校教育法の規定に基づく出席停止の手続きに関し必要な事項を定めた教育委員会規則にのっとり、学校や保護者に周知を図るとともに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援を行う。
- (カ) 町教育委員会は、いじめが背景に疑われる重大事態への対応のため、標準的な手続きや留意点を示すマニュアル（調査票等の各標準様式を含む）を整備する。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあたっては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国、県及び町が策定する基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれ果たすべき役割を認識できるものでなければならない。内容については、県の基本方針に準じて具体的な指導内容のプログラム化を図る。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることにより、より実効のないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は法第22条に定める組織を設置する。設置していることやその活動については、保護者等に周知する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。また、学校は校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置、いじめの解消に向けた「早期発見・事案対応マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努力するべきである。

3 重大事態への対処

(1) 町又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはい

えない」と考えたとしても、学校は重大事態が発生したものと見なして調査・報告等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて、学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、公平性・中立性の確保に留意した組織構成と委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや、委員長を外部の専門家等が務めることとする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏らず、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導員等の指導・助言を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る事を目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景

事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図ったうえで、対応することが求められる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者のいじめの実態を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ実態防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

重大事態については、町の積極的な支援が必要となる。その事態に関りを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、町及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、町教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、町又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合、町は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

上記(1)－②－イの報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「和水町いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告するものとする。

第3 基本方針の検討

いじめの防止等に関し、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、町は定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。